

(様式第2号)

平成31年度第1回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成31年4月10日(水) 15:30 ~ 17:00
場 所	東館3階 中会議室
出席者	会 長 島田 茂 委 員 伊藤 明子 委 員 岩本 洋子 委 員 大月 一弘 委 員 亀若 浩幸 欠 席 大久保 規子 事 務 局 吉田課長, 前川係長, 矢代主事, 洲崎主事
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからウの審査請求の案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 会長挨拶

(2) 非公開の決定

(3) 議題

ア 平成30年4月12日付け芦固審発第3-2号公文書不存在決定に係る審査請求
(平成30年7月3日付け) について

イ 学校と警察との相互連携に係る体制の整備に伴う個人情報の取り扱いについて

ウ その他

2 提出資料

資料1 学校と警察の相互連携に係る協定書

資料2 平成30年度第7回芦屋市情報公開・個人情報保護審査会を受けての回答

3 審議経過

開会

(1) 平成30年4月12日付け芦固審発第3-2号公文書不存在決定に係る審査請求（平成30年7月3日付け）について

ア 次回，意見陳述を求める。

イ 継続審議とする。

(2) 学校と警察との相互連携に係る体制の整備に伴う個人情報の取り扱いについて

事務局

【議題2】

学校と警察との相互連携に係る体制の整備に伴う個人情報の取り扱いについて

【議題説明】

本諮問は，学校と警察との相互情報連携について審査会の御意見をお伺いするものです。警察から児童生徒の情報が提供されることについて，個人情報を本人以外から収集すること，また，学校から警察に情報提供することについて，個人情報を外部提供することとなるため，個人情報保護条例第7条及び第14条の規定に基づき審査会の御意見をお伺いしたいということでございます。

前回頂いた意見を学校教育課へ伝え，それについて回答がありましたので御説明します。

(資料2について説明)

島田会長

【論点整理】

警察から学校への情報提供なので本人以外からの収集ですが，提供される情報の内容範囲が明確であるかどうか，情報提供，収集の判断はどの機関が行うかという問題があります。そして，収集された情報の適正な利用・管理はされるのかということ，

学校が提供を受けた情報を児童生徒の不利益処分に利用されるおそれがありますし、情報の取扱い方によっては児童生徒の知られたくない情報が学校内に広まる恐れがあるためです。

学校から警察への情報提供については、本人や保護者の同意なく情報が提供されることによって、個人情報の問題で他の事案に発展していくことも考えられます。本来、個別、具体的な事案ごとに、利用、提供等の必要性、相当性を審議すべきであり、本件協定のような教育機関から警察への個人情報の包括的提供を行うことについての妥当性の判断は相当慎重にしなければならないと考えます。

また、本協定案では、収集、提供の目的の中に、非行防止、犯罪被害擁護、児童生徒の健全育成が整理されずに並べられていたり、何を指しているのかが明確となっていないことから、抽象的、包括的な目的のもとに児童生徒に関わる広範な個人情報が警察に提供されるおそれがあります。

【意見】

事案の規定が抽象的だと、学校長が情報を出す、出さないの判断をしないといけないため、「出すべき情報を出さなかった」、「出してはいけない情報を出してしまった」という2種類の過誤が考えられます。これらを減らすためにも具体的な事案に限定したほうが現場は助かるのではないのでしょうか。

協定を締結した事例を御説明いただきましたが、協定を締結しないという考えもあるのではないのでしょうか。教育機関である学校と、治安維持機関である警察が連携するとなると、警察にはメリットしかありませんが、学校には最悪の場合、教育が崩壊するといった危機感を覚えます。安易に協定を締結することは反対です。

警察は、例えば自分の所轄内で少年事件が起きた際に、容疑者を特定したいと考え、少年だから学校にいるだろうと、全ての学校に問題児の個人情報を提供するよう求めることができます。そのときに、学校が出すべきでない情報を出してしまっても、審査会が認めた協定があるから大丈夫という使われ方をしないのでしょうか。

提供された情報の使い方は限定されてないですね。1年で破棄されるというのも、

本当に破棄されるという確証がないことが気になります。

警察から情報提供する場合に、学校も必要ではない、本人が学校に知られたくない情報を提供されることで不利益処分にあうことも考えられます。警察と学校長だけで、正しい判断ができるのでしょうか。

協定が無くとも、現在も情報共有はされているはずですので支障はないかと思えます。協定を締結することでの弊害の方が大きいと感じます。

島田会長

本日頂いた意見を持って答申案を作成します。現在示された協定の内容では問題があるという方向で答申したいと思えます。

それでは、本日の審査会は終了します。

(3) その他

閉会